

# やっていないことが犯罪に

## 各地で共謀罪学習会

### 危険性知らせていこう



訴える大垣警察市民監視違憲訴訟原告の船田伸子さん（正面右）。左隣は岡本弁護士＝2月25日、岐阜市

#### 岐阜市

「やっていないことが犯罪になるの」。岐阜市で2月25日、共謀罪の学習会が行われ、準備した資料が足らなくなるほど、会場いっぱい約70人が参加しました。主催は秘密保護法を撤廃させよう！岐阜県女性の会と日本国民救援会岐阜県本部。

女性会の岩田多加子会長は「集まって相談すれば罪になる。こんな法案は絶対に国会提出させてはならない。共謀罪の危険性を学び、一人ひとりが広く市民に知らせていこう」とあいさつしました。

岐阜合同法律事務所の岡本浩明弁護士が講演しました。通常の犯罪処罰では①実際の犯罪行為、②未遂行為、③予備行為の3段階があり、共謀罪は予備行為よりもさらに前の段階で、「やっていない」「危なくもない」段階で処罰するもので、表現の自由、結社の自由を保障した憲法に明らかに違反していると指摘。「国民の命を守るため」と言いながら、一般国民の行動を隠れ

て監視することは許されない」と述べ、「政府のやることに口出しするな」と萎縮効果を狙っている」と批判しました。

岐阜県警大垣署が風力発電の建設計画をめぐり、勉強会を開いた市民とその知人らの個人情報や中部電力の子会社に提供していた問題を違憲訴訟をしている船田伸子さん（59）は「誰も知らない個人情報や警察がつかんで企業に流していることを知り、本当に怖い思いをした。国民同士が監視し合うことはとてもないこと。みなさんも被害者だ」と語りました。

参加者から盗聴、監視、スパイなど疑心暗鬼の恐ろしい社会づくりを警戒する発言が相次ぎました。